

国老第 882 号
平成 18 年 3 月 8 日

各市町村国民健康保険主管課長 様

熊本県健康福祉部国保・老人医療課長

国民健康保険特別調整交付金（結核性疾患及び精神病に係る療養給付費等
が多額であること）の算定方法について（通知）
標記交付金については、今後は下記により補助対象を判断のうえ、算定していただ
きますようお願いいたします。

記

1 対象となる疾患について【参照：社会保険表章用 119 項目疾患分類表】

- ① 大分類Ⅰ：感染症及び寄生虫症 中分類 0102：結核
- ② 大分類Ⅴ：精神及び行動の障害 中分類 0501～0507

※ 詳細については、別紙 1 を参照してください。

2 主要な疾患の判断について

（1）主要な疾患と判断する場合

- ① 結核性疾患及び精神病に係る傷病が、主傷病であり、かつ主傷病が 1 つで
ある場合
- ② 結核性疾患及び精神病に係る傷病が、複数ある主傷病の中の一つであり、
かつ診療の対象となった傷病のうち点数が最大である場合
- ③ 結核性疾患及び精神病に係る傷病が、主傷病ではないが、診療の対象とな
った傷病のうち点数が最大である場合

※ 点数の大小による判断が困難な場合は、療養の対象となった傷病のうち
最も重篤である場合とします。

上記①～③の場合、診療報酬明細書（入院）（以下「入院レセプト」という。）、
診療報酬明細書（入院外）（以下「入院外レセプト」という。）のいずれについて
も、療養給付費等の全額を算定の対象として計上してください。

※ 診療報酬明細書（調剤）（以下「調剤レセプト」という。）についても、
算定の対象となるので、金額を計上してください。

※ 詳細については、別紙 2 を参照してください。

○ 主要な疾病の判断及び対象経費の計上について【補足】

1. 主要な疾病に該当するか否かの判断基準

○	・結核性疾病及び精神病に係る傷病が、主傷病であり、かつ主傷病が一つであること
○	・結核性疾病及び精神病に係る傷病が、複数ある主傷病の中の一つであり、かつ診療の対象となった傷病のうち点数が最大であること ※ 点数の大小の判定が困難な場合であっても、療養の対象となった傷病のうち最も重篤である場合は主要な疾病と判断してよい。
○	・結核性疾病及び精神病に係る傷病が、主傷病ではないが、診療の対象となった傷病のうち点数が最大であること ※ 点数の大小の判定が困難な場合であっても、療養の対象となった傷病のうち最も重篤である場合は主要な疾病と判断してよい。
×	・結核性疾病及び精神病に係る傷病が、複数ある主傷病の一つであるが、診療の対象となった傷病のうち点数が最大でない
×	・結核性疾病及び精神病に係る傷病が、主傷病ではなく、診療の対象となった傷病のうち点数が最大でない
-	・結核性疾病及び精神病に係る傷病が、レセプトの「傷病名」欄に記載されていない。（＝算定対象外）

2. 算定方法

主 要 な 疾 病	該 当	非 該 当
入院レセプト	全額を計上して良い	入院基本料・加算 + 入院時食事療養費 ※特別食加算は算定から除く。
入院外レセプト (調剤レセプトを含める)	全額を計上して良い (調剤分を含める)	対 象 外

以前のヒアリングの指摘項目、算定誤り例

1. 対象の疾病分類に記載のない疾病名があるレセプトを、算定対象としていた。

(対象の疾病分類に同じ疾病名があっても、「～の疑い」と記載がある場合は対象外。)
(「重度うつ病」や「難治性うつ病」は、「うつ病」でOK。「うつ病(疑)」「うつ病の疑い」はNG。)

(対象の疾病分類に、名称変更後の疾病名の記載があれば算定対象とできる。(例：老人性痴呆と記載のあるレセプトは、老人性認知症が中分類0501にあるため、算定対象とできる。))

2. 包括評価分のレセプトの場合、対象外疾病に係る分を含む全額を算定対象としている。

(算定は、レセプト毎に該当疾病があるかどうかの確認を行う必要がある。)

3. 特食加算を算定対象としていた。

(レセプトが複数枚ある場合、1枚目の「食事・生活」の欄には特食の記載がなくても続紙に特食が記載されている場合があるので注意すること。)

4. レセプトが保険者に送付される都度、毎月算定を行っている場合、その後過誤調整が発生したレセプトについて算定し直していなかった。なお、再算定の際には、疾病分類表、医科点数表は診療時期にあったものを使用するように注意すること。

(疾病分類表、医科点数表は最新のものを使用すること。なお、疾病分類表は、厚生労働省のホームページに掲載されている。)

5. 算定後の様式24補助表への転記ミスや、集計ミスが見受けられた。

(普調へ直接影響する。修正を行った場合、様式3-1「#057被保険者1人当たり調整対象需要額」が変動していないかの確認が必要。変動していれば、限度額早見表以降の様式を再作成すること。)

6. 結核・精神に係る年間平均一般被保険者数を正しく記載していなかった。

(控除されるべき額が過少となり、精神結核に係る算定額が過大となった。)

7. 療養の給付費等の保険者負担額に高額療養費を含めていた。

8. 主要な疾病に該当しない入院外・調剤レセプトを、算定対象としていた。